

横芝光町農業委員会1月第10回定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月9日(火) 午後4時～午後4時30分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (10名)

会 長	4番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8番	伊藤 博明		
委 員	2番	川島 理昭	3番	永野 邦子
	6番	花澤 成晃	7番	向後 隆輝
	9番	鈴木 茂樹	10番	下高原 美津子
	11番	伊藤 裕児	12番	秋葉 芳明

4. 欠席委員 1番 小川 文彦 5番 伊藤 直樹

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
農政班長	布施裕章

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

令和5年度第10次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	<p>これより、令和6年1月第10回農業委員会定例総会を開会します。</p> <p>はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>(伊藤会長挨拶)</p> <p>ありがとうございました。</p>
事議長	<p>本日は、1番 小川 文彦委員、5番 伊藤 直樹委員より欠席する旨の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>本日の出席委員は、12名中10名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。異議なしでしたので、指名をいたします。</p> <p>7番 向後 隆輝委員、12番 秋葉 芳明委員 お願いします。</p> <p>会議書記には、いつもどおり事務局の布施班長を指名いたしますのでよろしくお願いします。</p> <p>続いて日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定についてを上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否</p>

決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。

令和6年1月9日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄
次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、4件です。

なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

1件目は、篠本字新八丁の畑3筆、8, 699㎡です。

譲受人が法人を設立したばかりで、農地の賃借の契約が初めてであり、農業経営としての判断を行うため、今回のように初回の賃借契約のみ農地法の第3条で申請及び許可を得た後、これまで申請人が個人で借りていた残りの農地については、農地中間管理機構を通して賃借を進める予定です。今回の賃借は、譲渡人の父名義の畑を賃借するものです。

2件目は、芝崎字東下の田1筆、492㎡です。

譲渡人から、これまで20年以上に渡り農地に管理を行ってきた譲受人が売買により所有権を移転する申請です。申請地が自宅前に位置している譲受人が、今後の管理も継続していくことで協議が調い、今回の申請となりました。許可後は、野菜、植木を栽培する予定です。

3件目は、芝崎字沖の内の畑1筆、132㎡です。

譲渡人から、これまで20年以上に渡り農地の管理を行ってきた譲受人が売買により所有権を移転する申請です。申請地が自宅前に位置している譲受人が今後の管理も継続していくことで協議が調い、今回の申請となりました。許可後は、野菜を栽培する予定です。

4件目は、長倉字吹廻の田2筆、1, 324㎡です。

後継者がいないため、経営規模を縮小したい譲渡人から経営規模拡大を目指す譲受人へ、売買により所有権を移転しようとする申請です。許可後は、水稻を作付けする予定です。

以上、議案第1号の説明でございます。

議 長 ありがとうございます。ただいま議案第1号の説明並びに朗読が終わりました。はじめに1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

6 番 6番 花澤です。法人の新規設立に伴い、営農面積の確保のため農地を取得するものです。現地を確認したところ、ハウスでレタスを栽培しており、これまでどおり耕作するため、問題ないと思われまます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。説明が終了しましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

 (質疑なし)

 質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

 (挙手全員)

 全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

 次に2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

2 番 2番 川島です。長年に渡り申請地の管理を任されていた譲受人が、継続して管理するため、売買により所有権移転するものです。許可後に耕耘を行い、自給的に野菜を栽培する予定とのことで、問題ないと思われまます。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。3件目も同一の譲受人のため、続いて説明をお願いします。

2 番 2番 川島です。この件は、案件2件目と同じ譲受人となります。農業をしていない譲渡人に代わって長年に渡り申請地の管理を任されていた譲受人が、継続して管理するため、売買により所有権移転をするものです。現地を確認したところ耕耘されており、問

題ないと思われます。よろしくお願ひしませす。

議 長

はい、ありがとうございます。説明が終わりませすので2件目と3件目一括して質疑を許しませす。

(質疑なし)

質疑ありませすので、質疑を終了して、ませす2件目の案件についての採決を行ひませす。

2件目について、賛成の方の挙手を求めませす。

(挙手全員)

全員賛成、ありがとうございます。

続いて、3件目の案件についての採決を行ひませす。

賛成の方の挙手を求めませす。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目、3件目の案件については、原案のとおり決定いたしませす。

次に、4件目の案件について、担当委員は、小川 文彦委員が本日欠席ですので、事務局から補足あればお願ひしませす。

事務局

本案件につきまして、小川 文彦委員より説明を受けておりませす。「本件は、経営規模拡大を目指す譲受人が、売買により所有権移転するものです。現地を確認したところ、耕耘してあり、問題はないと思われませす。よろしくお願ひしませす」とのことでした。

議 長

はい、ありがとうございます。説明が終わりませすので4件目の案件についての質疑を許しませす。

(質疑なし)

質疑ありませすので、質疑を終了して、4件目の案件についての採決を行ひませす。

原案のとおり賛成の方の挙手を求めませす。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしませす。

続いて、日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可

事務局

申請に対する県への意見についてを上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和6年1月9日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は1件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地は、屋形字広尾の畑1筆、948㎡です。

転用の目的は太陽光発電設備の設置になります。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、横芝駅から南東へ約4.8kmの位置にあります。

譲受人は匝瑳市にある会社で、県内各地で再生可能エネルギー事業を行っております。申請地は屋形荒場地区に所在しており、宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地として第2種農地と判断しました。

発電に用いるパネルは240枚、パワコンは10台で、売電先は東京電力です。

また、この土地は土地改良区の受益地から除外済であり、軽く転圧をかけるのみで、砂利やコンクリート敷きにはしません。雨水は地下浸透で処理します。

転用期間は令和6年4月1日から令和6年5月31日までを予定しております。

建設費等は、自己資金から賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しております
説明は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。担当委員の説明を求めます。

8 番

8 番 伊藤です。本件は、現地を確認したところ畑としての利用はなされておらず、雨水は地下浸透とし、土地改良区の受益地を除外申請中であることから問題はないと考えられます。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。説明が終了しましたので、本案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、本案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって議案第2号については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第4 議案第3号 令和5年度第10次農用地利用集積計画(案)の承認についてを上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 令和5年度第10次農用地利用集積計画(案)の承認について

農業経営基盤強化促進法等改正法附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和5年度第10次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和6年1月9日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定6件、再設定9件、所有権移転が4件です。

利用権を設定する者と利用権設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。

利用権を設定する農地ですが、

1件目は、新井字矢井道の畑1筆、283㎡、期間は10年間です。設定する権利は、賃借権です。

2件目は、新井字丘田の田1筆、2,242㎡、期間は約10年間です。設定する権利は、賃借権です。

3件目は、新井字丘田の田1筆、3,016㎡、字新田の田1筆、2,888㎡、字矢井道の畑1筆、385㎡、期間は10年間です。設定する権利は、賃借権です。

4件目は、新井字丘田の田1筆、2,526㎡、期間は約10年間です。設定する権利は、賃借権です。

5件目は、新井字中町の田1筆、1,017㎡、期間は約10年間です。設定する権利は、賃借権です。

6件目は、谷台字西耕地の田3筆、2,557㎡、字東耕地の田1筆、1,919㎡、合計4筆、4,476㎡、期間は約5年間です。設定する権利は、賃借権です。

続いて再設定ですが、1件目は、宮川字川向の田1筆、195㎡、栗山字上野の田1筆、1,059㎡、期間は約6年間です。設定する権利は、賃借権です。

2件目は、原方字白銀の田1筆、1,398㎡、字関下の田2筆、3,440㎡、合計3筆、4,838㎡、期間は約3年間です。設定する権利は、賃借権です。

3件目は、栗山字箆作の畑1筆、1,740㎡、期間は10年間です。設定する権利は、賃借権です。

4件目は、北清水字袋の田1筆、2,056㎡、期間は約3年間です。設定する権利は、賃借権です。

5件目は、木戸字九十八割の田1筆、1,576㎡、期間は約3年間です。設定する権利は、賃借権です。

6件目は、長倉字荒久台の畑3筆、648㎡、期間は5年間です。設定する権利は、賃借権です。

7件目は、長倉字荒久台の畑2筆、518.57㎡、期間は5年間です。設定する権利は、賃借権です。

8件目は、中台字桜前の畑2筆、653㎡、期間は5年間です。設定する権利は、賃借権です。

9件目は、中台字桜前の畑2筆、980.17㎡、期間は5年間です。設定する権利は、賃借権です。

続いて、所有権移転ですが

1件目は、牛熊字東耕地の田3筆、1, 178㎡、牛熊字上宿の畑1筆、366㎡、牛熊字宮台の畑2筆、1, 172㎡、合計6筆2, 716㎡。

2件目は、原方字衣沖の田2筆、600㎡。

3件目は、原方字鍋田の田4筆、3, 327㎡。

4件目は、目篠字新堀前の田9筆、1, 606㎡、原方字鍋田の畑7筆、4, 130㎡、合計16筆、5, 736㎡。

なお、本計画（案）につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上が議案第3号の説明です。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

初めに新規設定の案件について、審議を行います。

1件目から5件目の案件については、利用権の設定を受けるものが同一であるのために、1件目から5件目までの一括しての質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、続いて、2件目の案件についての採決を行います。原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、続いて、3件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、続いて、4件目の案件についての採決を行います。原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、続いて、5件目の案件についての採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって、1件目から5件目までの案件については、すべて原案のとおり決定いたしました。

次に、6件目の案件についての質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてお願いします。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、6件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって、6件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて、再設定の案件についての審議を行います。1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって、1件目の案件については、原案のとおり決定しました。

次に、2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって、2件目の案件については、原案のとおり決定しました。

次に、3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって、3件目の案件については、原案のとおり決定しました。

次に、4件目と5件目の案件については、利用権の設定を受けるものが同一ですので、一括して質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、まず4件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、続いて5件目の案件の採決を行います。

原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって、4件目、5件目の案件については、原案のとおり決定しました。

次に、6件目から9件目の案件については、これも利用権の設定を受けるものが同一人物ですので、一括して質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、6件目の案件から採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって、6件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、7件目の案件についての採決を行います。原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、7件目の案件については、原案のとおり決定いたします。

次に、8件目の案件の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって、8件目の案件については、原案のとおり決定しました。

次に、9件目の案件の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって、9件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて、所有権移転の案件について審議を行います。1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって、1件目の案件については、原案のとおり決定しました。

次に、2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって、3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

事務局	<p>次に、4件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了し、4件目の案件についての採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって、4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。慎重審議ご苦労様でした。ご協力ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和6年1月第10回農業委員会定例総会を閉会します。</p>
-----	--